

会計情報

Vol. 598
2026.6

Accounting, Tax & Consulting

日本公認会計士協会・サステナビリティ保証業務実務指針5000
「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」の解説

国の会計と関連制度(22回目)～
国の政策評価の概要～



Contents

	ページ	
会計・監査	2	日本公認会計士協会・サステナビリティ保証業務 実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業 務に関する実務指針」の解説 公認会計士 後藤 知弘
	7	金融庁・(株)東京証券取引所：コーポレートガバナ ンス・コード改訂案の公表 『会計情報』編集部
	8	金融庁：有価証券報告書レビュー及び大量保有報 告書等のレビューについて(令和8年度) 『会計情報』編集部
パブリック	9	国の会計と関連制度(22回目) ～国の政策評価の概要～ 公認会計士 長村 彌角
会計基準等開発動向	23	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部
Information	28	新刊書籍のご案内

日本公認会計士協会・サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」の解説

公認会計士 ごとう ともひろ 後藤 知弘

1. はじめに

日本公認会計士協会では2026年3月23日にサステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」（以下「サス保実5000」という）を公表した。

国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、サステナビリティ情報の保証業務に対するグローバル・ベースラインを提供する包括的な基準として、国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」（以下「ISSA5000」という）を策定し2024年11月に公表した。これを受けて、日本公認会計士協会では会員向けに、ISSA5000と整合する形の実務上の指針として、サス保実5000を起草し今般公表したものである。

本稿では本実務指針の内容を解説する。

2. 概要

サス保実5000の起草に当たってはISSA5000と基本的に同内容とする方針としている。そのため、公開草案において、JP項（起草の元となった国際基準（本稿においてはISSA5000）には含まれないものの、日本公認会計士協会が必要と認めて追加した項）は該当がなく、欠番項（起草の元となった国際基準には含まれるものの、我が国の法令等を優先して適用しない項）も極力設けていない。欠番項となっているのは、いずれも監査基準報告書と同様の内容であり、パブリックセクターに関連する条項と保証報告書における業務執行責任者の氏名について稀に記載しない場合がある点である。また内部監査人の直接補助に関する規定がISSA5000においては定められているが、日本では会社法第396条第5項において、会計監査人が被監査会社の使用人等を補助者として使用することが禁止されているため、監査基準報告書と同様サス保実5000においても欠番項としている。

サス保実5000は、今日の企業のサステナビリティ報告におけるトピックは多岐にわたっている状況に対応するため、気候変動、人的資本、生物多様性など、あらゆる

サステナビリティトピックに対して適用可能となっている。また、統合報告書、有価証券報告書、サステナビリティ報告書など、あらゆる報告メカニズムに対して適用可能である。さらに、サステナビリティ基準委員会（SSB）が公表した開示基準、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）など、あらゆる基準に対して適用可能であるなどの特徴があり、原則主義に基づく包括的な基準となっている。

また、サス保実5000は、合理的保証業務と限定的保証業務の両方の水準の業務に対応している。基準の各項のうち、限定的保証業務又は合理的保証業務のいずれか一方のみに適用される要求事項は、限定的保証業務は項番号の後に「L」、合理的保証業務は項番号の後に「R」を付した形式で記載されている。

サス保実5000は、保証業務契約の締結から保証報告書の作成まですべて扱っている。目次は以下の（図表1）通りとなっており、構成は監査基準報告書と同様となっている。

（図表1）

本実務指針の範囲及び適用
本実務指針の範囲
適用時期
本実務指針の目的
定義
要求事項（※適用指針は省略）
本実務指針等に準拠する保証業務の実施
保証業務契約の新規の締結及び更新
事務所における品質管理システム
保証業務における品質管理
不正及び違法行為

経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション
調書
保証業務の前提条件
保証業務の契約条件
証拠
計画
リスク評価手続
重要な虚偽表示リスクへの対応
識別した虚偽表示の集約及び検討
適用される規準の記載の評価
後発事象
経営者確認書
その他の記載内容
保証業務の結論の形成
保証報告書の作成
付録
サステナビリティ事項及びサステナビリティ情報
報告対象となるサステナビリティ情報を識別するための企業のプロセスに関する保証業務実施者の考慮事項
サステナビリティ情報に対する保証報告書の文例

サス保実5000は、日本公認会計士協会の会員が実施する全てのサステナビリティ情報に対する保証業務に適用される。一方で、現状の日本の実務においては、温室効果ガス排出量の保証についてはISAE3000 (International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised), Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information) と ISAE3410 (International Standard on Assurance Engagements 3410, Assurance Engagements on Greenhouse Gas Statements) に基づいて行われていることが多い。日本公認会計士協会では実務指針は公表されていないが、IAASBの基準体系の上ではISSA5000発効後、ISAE3410は廃止されることとなっており、温室効果ガス報告に対する保証業務にもサス保実5000を適用することになる。

サス保実5000はサステナビリティ情報の保証業務全般にわたる要求事項及び適用指針を含む包括的な実務指針であることから、保証業務実務指針3000を適用することは求められていない。保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」も適合修正が行われ、サステナビリティ情報に対する保証業務は保証業務実務指針3000の適用範囲から除外さ

れている。

なお、保証業務の提供に当たり、品質管理基準報告書及び倫理規則の適用を前提としている。対応する品質管理基準報告書も公表されており、倫理規則についても現在改正作業が進んでいる。なお、サス保実5000と倫理規則で共通する概念や定義は、両者で一致している。

保証業務においては、必須5要素とも言われる概念があり、以下の5つが該当する。

- ・三当事者（保証業務実施者、主題に責任を負うもの及び想定利用者）の存在
- ・適切な主題
- ・適合する規準
- ・十分かつ適切な証拠
- ・合理的保証業務又は限定的保証業務に応じた適切な様式での書面による報告

このうち、サス保実5000において、主題はサステナビリティ事項をいう（第18項）。サステナビリティ事項とは環境、社会、ガバナンスその他のサステナビリティ関連の事項であり、法令又は関連するサステナビリティ報告の枠組みで定義若しくは説明されているもの、又はサステナビリティ情報の作成、表示のために企業が特定したものである。

また、主題情報はサステナビリティ情報であり、サステナビリティ事項に関する情報をいう（第18項）。サステナビリティ情報は、規準に照らしてサステナビリティ事項を測定又は評価した結果を表明する情報である。

規準はサステナビリティ事項を測定又は評価するための一定の基準となるものをいい、①確立された規準、②企業が独自に開発した規準又は③その両方から構成される（第18項）。なお、確立された規準は、適正表示の規準又は準拠性の規準のいずれかである。

確立された規準には以下のものがあるとされている。

- ① 法令によって定められたもの
- ② 広範囲の利害関係者の見解についての審議及び検討を含む透明性のある適切な手続を経た上でサステナビリティ情報の報告基準を公表する権限を有する、又は認知されている専門家団体により、特定の種類の企業が使用するために策定されたもの
- ③ 透明性のある適切な手続を経ずに業界団体が独自に開発しているもの
- ④ 学術的な刊行物
- ⑤ 特許又は著作権による保護を受ける目的で開発されたもの

保証業務の形式には一般的に「直接報告による保証業務」と「主題情報の提示を受ける保証業務」の2つがあるが、サス保実5000においては、主題情報の提示を受ける保証業務のみを対象としている。また、保証業務実施者の意見表明の形式には一般的に「主題に対する結論の表明」、「主題情報に対する結論の表明」及び「表明された見解に対する結論の表明」がある。このうち、サス保実5000においては、「主題情報に対する結論の表明」、

「表明された見解に対する結論の表明」の2つを対象としている。

保証業務の場合は質問、合理的保証業務の場合は質問と他の手続を通じて、以下の（図表2）に記載されている項目を求めている。

3. サス保実5000の個別のポイント

(1) リスク評価手続

内部統制システムの構成要素の理解について、限定的

(図表2)

限定的保証業務	合理的保証業務
統制環境の 理解	統制環境の 理解と評価
企業のリスク評価プロセスの結果の 理解	企業のリスク評価プロセスの 理解と評価
内部統制システムを監視する企業のプロセスの結果の 理解	内部統制システムを監視する企業のプロセスの 理解と評価
情報システムと伝達の 理解と評価	情報システムと伝達の 理解と評価
※運用評価手続により証拠を入手することを計画する場合には、運用評価手続の対象となる内部統制の理解	統制活動の 理解と評価

また、重要な虚偽表示リスクの識別と評価については、限定的保証業務においては、開示情報レベルでの重要な虚偽表示リスクの識別と評価を求めている。合理的保証業務においては、開示情報におけるアサーション・レベルでの重要な虚偽表示リスクの識別と評価を求めている（第103LR項）。

(2) 限定的保証業務における追加手続

保証業務実施者が限定的保証業務で入手する証拠は、合理的保証業務の場合よりも限定的である。保証業務実施者がサステナビリティ情報に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合、限定的保証業務においても追加の証拠を入手するために、追加の手続を立案し実施することが要求されることがある（第148L項）。このため、証拠の入手及びアクセス可能性の必要性は、保証水準にかかわらず同じである（第A206L項）という点には留意が必要である。

(3) 見積り及び将来予測情報

見積りと将来予測情報を併せて要求事項で扱っており、限定的保証業務においては、以下の事項の評価が求められている（第146L項）。

- ・ 規準の要求事項を適切に適用しているか
- ・ 手法が適切であり首尾一貫して適用されているか
- ・ 手法について過年度から変更がある場合、当該変更が適切か

また、合理的保証業務においては、規準の要求事項を適切に適用しているかの評価に加えて、以下のうち少なくとも一つを実施することが求められている（第146R項）。

- ・ 見積り又は将来予測情報の基礎となる情報のテスト
- ・ 保証業務実施者の見積り又は許容範囲を設定し、企業の見積りを評価

・ 保証報告書日までに発生した事象から証拠を入手
 なお、保証業務実施者は企業が使用している仮定に基づいて、適用される規準に従って将来予測情報が作成されているかどうかについての証拠を入手することが求められる。なお、将来予測情報の一環として開示される将来の戦略、目標などが達成されるかどうかに関する証拠を入手することや結論を出すことまでは求められていない（第A452項）。

(4) グループサステナビリティ情報

複数の企業又は事業単位のサステナビリティ情報を含む、規準に準拠して作成されたサステナビリティ情報をグループサステナビリティ情報という。なお、規準がバリュー・チェーンの企業からの情報を含むことを要求している場合、バリュー・チェーンの企業からの情報を含めたサステナビリティ情報についてもグループサステナビリティ情報という（第A35項）。

個々の業務の状況に応じて、保証業務実施者は以下の様々な人的資源を利用する場合がある。

- ・ 保証チーム…保証業務執行責任者及び保証業務を実施する他の専門要員並びに当該業務において手続を実施する他の者（保証業務実施者の利用する外部の専門家を除く。）から構成。
- ・ 構成単位の保証業務実施者…構成単位に関連するサステナビリティ保証の作業を実施し、保証業務実施者が当該作業に十分かつ適切に関与することができる場合の当該事務所。
- ・ 保証チーム外の他の業務実施者…保証業務実施者がサステナビリティ保証業務に利用することを意図している業務を実施しているが、保証業務実施者が当該業務に十分かつ適切に関与することができない保証業務実施者の所属する事務所以外の事務所。
- ・ 保証業務実施者の利用する専門家…保証業務実施者が

利用する保証業務以外の分野において専門知識を有する個人又は組織

このうち、「保証チーム外の他の業務実施者」はサス保実5000での新たな概念である。

(5) 経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション

ガバナンスに責任を有する者とは、企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織をいう。サス保実5000においては、ガバナンスに責任を有する者にはサステナビリティ情報の報告プロセスを監視する責任を有する者又は組織を含むとされている。また、国によっては、ガバナンスに責任を有する者には、経営者を含むことがあるとされている。我が国においては、会社法の機関の設置に応じて、取締役会、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会がガバナンスに責任を有する者に該当する。そのため監査基準報告書において、国際基準でThose Charged With Governanceとしている個所について監査役等としている。一方サス保実5000においては、サステナビリティ情報に関するガバナンスの構造に応じて適宜読み替えることが必要となる。コミュニケーションの対象として適切なガバナンスに責任を有する者を保証業務実施者が判断し、保証業務依頼者（企業）との間であらかじめ合意しておくことが考えられる（第18項）。

(6) 不正、違法行為

不正及び違法行為の主な要求事項として、以下の点が記載されている。

- 経営者及びガバナンスに責任を有する者の信頼性及び誠実性に関する保証業務実施者の過去の経験にかかわらず、不正による重要な虚偽表示が行われる可能性に留意し、業務の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持しなければならない（第64項）。
- 保証業務中に実施される手続により、違法行為又はその疑いに気付く場合があることに留意しなければならない（第65項）。
- 不正及び違法行為又はそれらの疑いを識別した場合、法令等により、適切な規制当局に報告すること等が求

められているかどうかを判断しなければならない（第67項）。

- 不正又は違法行為の疑いがある場合、法令で禁止されている場合を除き、適切な階層の経営者及び必要に応じてガバナンスに責任を有する者と当該事項について協議しなければならない（第130項）。

(7) その他の記載内容

保証業務の対象となるサステナビリティ情報及び保証報告書が含まれる文書のうち、保証業務の対象とならない情報を「その他の記載内容」という（第18項）。例えば、有価証券報告書に監査済財務諸表と保証対象となるサステナビリティ情報が開示される場合、サステナビリティ保証の観点からは、財務諸表監査人が監査を実施した監査済財務諸表がその他の記載内容となる。同様の概念は会計監査にも存在し、監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」において定められている。財務諸表監査の観点からはサステナビリティ情報がその他の記載内容となる。

サス保実5000においては、その他の記載内容について、以下の事項を行わなければならないとされている（第171項）。

- 経営者との協議を通じて、サステナビリティ情報及びそれに対する保証報告書が含まれる発行予定の文書並びに当該文書の発行方法及び発行時期の予定を特定することにより、その他の記載内容を識別すること。
- 文書の最終版を保証報告書日以前に適時に入手するために、経営者と調整を行うこと。

なお、保証対象のサステナビリティ情報が含まれる書類に財務諸表が含まれる場合で、財務諸表と保証対象のサステナビリティ情報との間に重要な相違があると思われる場合又は当該財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性があることに気付いた場合、法令等で禁止されていない限り、財務諸表の監査人にその問題を伝えることが要求されている（第174項）。

(8) 保証報告書

サス保実5000においては、付録3において、以下の（図表3）の通り四つの文例を示している。

（図表3）

文例番号	サステナビリティ報告の枠組み	上場・非上場	保証水準	結論の種類	その他の記載内容の有無
1	一般目的／適正表示	上場	合理的保証業務	無限定	あり
2	一般目的／準拠性	非上場	限定的保証業務	無限定	なし
3	一般目的／準拠性	非上場	合理的保証業務及び限定的保証業務	無限定	あり
4	一般目的／準拠性	非上場	限定的保証業務	除外事項付	なし

保証報告書におけるポイントは以下のとおりである。
限定的保証業務においては、保証水準が想定利用者のサステナビリティ情報に関する信頼を少なくともある程度高めるであろうと想定される水準と合理的保証業務における保証水準との間の様々な水準になり得る。そのため、保証報告書において、実施した手続の概要を記載することを求めている。また、「監査上の主要な検討事項 (Key Audit Matters : KAM)」に相当する事項の記載は要求されておらず、将来の検討課題とされている。なお、サステナビリティ情報に含まれる将来予測情報に関連する固有の限界を含む、適用される規準に照らしたサステナビリティ事項の測定又は評価に付随する重要な固有の限界が存在する場合には、「サステナビリティ情報

の作成における固有の限界」という見出しを付し、その内容を記載する (第190項(7))。

4. 今後の予定

日本公認会計士協会では制度保証に対応した保証報告書の文例を含めた実務ガイダンスを公表することを予定している。またYouTubeチャンネルでもサス保実5000の概要や研修等の動画が掲載されているので参照されたい。

以 上

金融庁・(株)東京証券取引所：コーポレートガバナンス・コード改訂案の公表

『会計情報』編集部

金融庁及び(株)東京証券取引所は、2026年4月10日に、コーポレートガバナンス・コード（以下「コード」という）の改訂案を公表した。

1. 概要

(1) コードの改訂

コードは、2015年6月1日に適用開始し、2018年6月1日に改訂、2021年6月11日に再改訂された。

このたび「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」においてコードの改訂案が取りまとめられたことを踏まえ、有価証券上場規程の別添「コーポレートガバナンス・コード」を改訂するものである。

(2) コンプライ・オア・エクスプレイン

上場内国会社は、次に掲げる区分に従って、「コードの各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由をコーポレート・ガバナンスに関する報告書において説明する」ものとされている。

- a. スタンダード市場及びプライム市場の上場会社
基本原則・原則

- b. グロース市場の上場会社
基本原則

2. 実施時期（予定）

2026年7月を目途に実施する予定とされている。上場会社は、改訂後のコードの内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、準備ができ次第、2027年7月末日までに提出するものとする予定とされている。

意見募集期間は2026年5月15日までとされている。

詳細については金融庁及び東京証券取引所のウェブページを参照いただきたい。

[コーポレートガバナンス・コード改訂案の公表について：金融庁](#)

[コーポレートガバナンス・コードの改訂について | 日本取引所グループ](#)

以上

金融庁：有価証券報告書レビュー及び大量保有報告書等のレビューについて（令和8年度）

『会計情報』編集部

2026年4月28日に金融庁は、2026年3月27日公表の「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む）について」を更新し、「有価証券報告書レビュー及び大量保有報告書等のレビューについて（令和8年度）」を公表した。

I 有価証券報告書レビューの実施について

2026年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書のレビューについては、主に、以下の内容で実施される。

(1) 法令改正等関係審査（すべての有価証券報告書提出会社が調査票に回答して、所管の財務局等に提出）

- 2024年4月に施行された重要な契約等の開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」
- 2026年2月に施行された人的資本開示に関する

「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」

(2) 重点テーマ審査

- 人的資本に関する開示

II 大量保有報告書等のレビューについて

2024年金融商品取引法等改正における大量保有報告制度の改正（以下「本改正」）が2026年5月1日より施行されることを踏まえ、2026年度においては、大量保有報告書及び変更報告書を対象に本改正に係る記載を重点的に審査するとされている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

[有価証券報告書レビュー及び大量保有報告書等のレビューについて（令和8年度）：金融庁](#)

以上

国の会計と関連制度（22回目） ～国の政策評価の概要～

おさむら やかく
公認会計士 長村 彌角

国の目標達成にむけた重要な方向性や手段である政策は、ICT技術の急速な発達や内外の社会経済、政治情勢の変化と捉え、国民的視点を踏まえた客観的な評価と評価結果に基づく見直し、反映が重要である。中央省庁等改革では、このような認識のもと政策評価制度の導入が決定され、その後検討を重ねて、現在の形となっている。

本稿では、我が国の政策評価制度の経緯と取組みについて、総務省「政策評価ポータルサイト¹」を参照し

つ、取りまとめた。

1. 政策評価の対象となる行政機関

政策評価については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（2001年法律第86号）（以下、「政策評価法」という）において、その根拠が定められている（後述）。当法では、政策評価を実施する行政機関として、次の機関が定められている（政策評価法第2条、第6条）。

内閣府	宮内庁	公正取引委員会	警察庁 (国家公安委員会含む) ²	個人情報保護委員会
カジノ管理委員会	金融庁	消費者庁	子ども家庭庁	デジタル庁
復興庁	総務省	公害等調整委員会	法務省	外務省
財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省
国土交通省	環境省	原子力規制委員会	防衛省	サイバー通信情報監理委員会

総務省は自らの政策評価を実施するとともに、複数の行政機関を政府全体として統一的に評価する必要がある場合、総合的な推進を図る見地から評価する必要がある場合、行政機関からの要請で共同して評価を行う必要がある場合に、統一性、総合性、客観性確保の視点からの政策評価も行っている。

2. 国の政策評価制度の経緯

(1) 行政改革会議報告（1997年12月3日）

行政改革会議は、それまでの日本国民が達成した成果を踏まえつつ、より自由かつ公正な社会の形成を目指して「この国のかたち」の再構築を図るために、肥大化し硬直化した政府組織を改革し、重要な国家機能を有効に遂行するにふさわしい簡素・効率的・透明な政府の実現を目的として、設置された。

行政改革会議最終報告では、内閣の機能強化、新たな中央省庁の在り方、行政機能の減量（アウトソーシング）・効率化等、公務員制度改革に対する基本的な考え方に加え、国の評価機能の必要性と強化については、次のように示された。

5 評価機能の充実強化（下線は筆者）

(1) 評価機能の充実の必要性

① 従来、わが国の行政においては、法律の制定や予算の獲得等に重点が置かれ、その効果やその後の社会経済情勢の変化に基づき政策を積極的に見直すといった評価機能は軽視されがちであった。

② しかしながら、政策は実施段階で常にその効果が点検され、不断の見直しや改善が加えられていくことが重要であり、そのためには、政策の効果について、事前、事後に、厳正かつ客観的な評価を行い、それを政策立案部門の企画立案作業に反映させる仕組みを充実強化することが必要である。

③ また、評価機能の充実とは、政策立案部門と実施部門の意思疎通と意見交換を促進するとともに、その過程において政策立案部門、実施部門の双方の政策についての評価や各種情報が開示され、行政の公正・透明化を促す効果があることも忘れてはならない。

(2) 各省における評価機能の強化

① 政策の企画立案には、政策の効果分析や評価が不可欠なものであり、政策の評価は各省の重要な機能となるべきである。このため、各省の本省組織に、明確な位置付けをもった評価部門を確立すべきである。

② 評価の客観性を確保するため、評価指標の体系化や

¹ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/000065209.html#label2

² 国家公安委員会の政策評価は、警察法第5条第4項、第17条により警察庁が実施することになっている。

評価の数値化・計量化など合理的で的確な評価手法を開発していく必要がある。

- ③ 同時に、全政府的な観点から、政策評価の総合性とより厳格な客観性を確保するため、各省における評価機能とは別に、各省を超えた全政府レベルの評価機能の充実強化を図る必要がある。
このためには、現行の行政監察機能の充実強化に加え、民間有識者などを加えた第三者的評価を可能とする仕組みが是非とも必要である。
- ④ なお、実施部門については、目標の設定と達成度評価といった仕組みを導入するが、これは評価機能の充実方策の一環と位置付けることができる。また、実施段階での実情や問題点の把握は、政策評価の一部と考えられ、これらの情報が政策立案部門に適切に提供される必要がある。

(3) 評価結果の公開

- ① 政策評価の眼目は、政策に必要な修正を加えるとともに、評価過程を通じて、可能な限り透明に、政策の目的、内容、実現状況、修正の必要性の有無などの議論を明らかにし、幅広く政策選択の在り方についての国民的議論を喚起していくことにある。その意味で、評価機能の的確な発揮に当たっては、評価の迅速化や情報の公開を積極的に進める必要がある。
- ② 政策評価は、評価が政策に反映されてこそ意味があるものである。政策評価の実効性を確保するためにも、評価結果の政策への反映について、政策立案部門による説明責任を明確化することが必要である。

(4) 会計検査院による評価

評価は、政府部内のそれとともに、政府の部外からもなされることが重要である。

国会におけるその機能が期待されることは当然であるが、会計検査院の果たす役割への期待も大きい。この見地から、国の収入・支出の検査、会計経理の適正化という観点を主体として遂行されてきた同院の機能は、今後、国の施策や事務・事業の効果、効率性、合理性といった観点からの評価も重視していく必要がある。このために、同院の機能の充実強化を図るべきである。

(出所：行政改革会議最終報告³⁾)

また、省庁編成案において、政策評価に関連する点として、「総務省」の設置と合わせて、機能・政策の在り方の見直し⁴が次のように示された（下線は筆者）。

- ウ 機能・政策の在り方の見直し
b 行政評価・監視機能（行政監察）
○ 現在の総務庁における行政監察機能を引き継ぎ、さらに充実を図るものとする。この場合において、各省の評価部門との連携、客観的で公正な評価方法の確立、評価の迅速化と結果の公開、評価結果の政策立案部門への適切なフィードバック、調査対象の拡充と権限の明確化など、評価・監視機能の十全な発揮のための工夫を行う。
○ 公共事業における費用対効果分析の重要性にかんがみ、その仕組みの確立と実効性確保について、行政評価・監察機能を活用する。
○ 独立行政法人に関する評価委員会を設置する。

(2) 中央省庁等改革基本法 (平成10年法律第103号)

中央省庁等改革基本法は、行政改革会議最終報告の趣旨に則った中央省庁等改革の基本的な理念、方針、その他の基本となる事項を定め推進することを目的として制定された。政策評価に関しては、次のように定められた。

(中央省庁等改革の基本方針)

第4条第6号

国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策評価機能を強化するとともに、評価の結果が政策に適切に反映されるようにすること。

(総務省の編成方針)

第17条第2号

行政の評価及び監視の機能について、府省の関係部門との連携、客観的かつ公正な評価方法の確立、評価の迅速化、評価結果の公開及び府省の政策への反映、調査対象の拡充及び権限の明確化等その充実を図るとともに、当該機能を公共事業における費用効果分析の仕組みの確立及び実効性の確保のために活用すること。

(政策評価等)

第29条

政府は、第4条第6号の基本方針に従い、次に掲げるところにより、政策評価機能の充実強化を図るための措置を講ずるものとする。

- 1 府省において、それぞれ、その政策について厳正かつ客観的な評価を行うための明確な位置付けを与えられた評価部門を確立すること。
- 2 政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、府省の枠を超えて政策評価を行う機能を強化すること。
- 3 政策評価に関する情報の公開を進めるとともに、政策の企画立案を行う部門が評価結果の政策への反映について国民に説明する責任を明確にすること。

また、中央省庁等改革基本法制定にあたっては、政策評価に関する法制度の具体的な手当てに向けて、衆議院行政改革に関する特別委員会および参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会のそれぞれにおいて、「行政評価の実効性を確保するため、行政評価法（仮称）の制定について早急に検討を進めること」との付帯決議⁴がされた。

(3) 政策評価法

2001年6月、「行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすること」を目的として、行政機関が行う政策の評価に関する法律（政策評価法）が公布され、

³ <https://www.gyokaku.go.jp/siryousouron/report-final/III.html>

⁴ https://www.soumu.go.jp/main_content/000270690.pdf

2002年4月1日に施行された。

この法律により、政策評価の在り方から国会報告までの政策評価の流れができ、各府省庁自らが政策の評価を行う自己評価が義務付けられることとなった。

3. 政策評価制度の全体像

政策評価法における主な条文とその概要は次のとおりである。なお、本稿では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」を「施行令」という。

政策評価法条文	条文概要
政策の定義 (第2条第2項)	政策評価で取扱う「政策」とは、行政機関の任務や所掌事務の範囲内で一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針等である。
行政機関の実施する政策評価の定義 (第3条)	「政策評価」とは、その政策効果（当該政策に基づく行政行為が国民生活等に及ぼす影響）を把握し、必要性、効率性又は有効性の観点等の政策の特性に応じて必要な観点から自ら行う評価である。 政策評価に当たっては、政策の特性に応じた合理的な手法によりできる限り定量的に把握すること、学識経験者の知見を活用することを求めている。
政策評価に関する基本方針 (第5条第1項、第2項、第3項)	政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政府は政策評価に関する基本方針を定める。
政策評価の審議会等 (第5条第4項) (施行令第1条)	総務大臣は、政策評価審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
基本計画 (第6条)	行政機関の長は、基本方針に基づき、行政機関の所掌に係る政策について3年以上5年以下の期間ごとに政策評価に関する基本計画を定め、総務大臣に通知し公表しなければならない。
事後評価の実施計画と実施 (第7条、第8条) (施行令第2条)	行政機関の長は、1年ごとに事後評価の実施に関する計画（実施計画）を定め、基本計画及び実施計画に基づき事後評価を実施しなければならない。 実施計画では、基本計画で事後評価対象とされた政策のうち計画期間内に事後評価を実施する場合や、政策決定後5年を経過するまでに不可欠な諸活動が行われていないなどの場合に、当該政策ごとの事後評価方法を定めなければならない。
事前評価 (第9条) (施行令第3条)	行政機関は、相当程度の影響や多額の費用を要し、政策効果の把握手法など事前評価の方法が開発されている場合で、個々の研究開発、公共事業、政府開発援助を実施する政策等で、次の政策を決定する場合には、事前評価を行わなければならない。 ① 個々の研究開発（人文科学のみに係るものを除く）であって10億円以上の費用が見込まれる政策 ② 個々の研究開発であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、費用の全部又は一部補助をする目的の政策 ③ 道路、河川等の公共の用に供する施設の整備事業、公共的な建設の事業（維持、修繕は除く）であり、10億円以上の費用が見込まれる政策 ④ 個々の公共的な建設の事業であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、費用の全部又は一部を補助する政策 ⑤ 政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって、資金供与額が10億円以上となることが見込まれるもの及び有償の資金供与による協力であって資金供与の額が150億円以上となることが見込まれる政策 ⑥ 法律または政令の制定、改廃により、規制の新設、廃止、又は規制内容の変更をする政策 ⑦ 法律または命令の改正により、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第3条第1項に規定する法人税関係特別措置、地方税法第757条第1項に規定する税負担軽減措置等のうち法人の道府県民税（都民税含む）、法人事業税又は法人市町村民税の税額又は所得の金額を減少させることを内容とするものについて、内容の拡充または期限の変更を講じる政策 ⑧ 国税又は地方税について、租税特別措置法又は地方税法の改正により、法人税、法人の道府県民税（都民税を含む）、法人事業税又は法人市町村民税の税額又は所得金額の減少を内容とする措置を目的とする政策
評価書 (第10条)	行政機関の長は、政策評価を行ったときは、評価書を作成しなければならない。

政策評価法条文	条文概要
政策への反映状況及び公表 (第11条)	行政機関の長は、少なくとも毎年1回、政策評価の結果の政策への反映状況を総務大臣に通知し公表しなければならない。
総務省の行う政策の評価 (第12条第1項及び第2項)	総務省は、複数の行政機関に共通するそれぞれの政策であって、政府全体として統一性確保の見地から評価する必要がある場合、または複数の行政機関が所掌する政策であり総合的な推進を図る見地から評価する必要がある場合には、統一性または総合性を確保するための評価を行う。 また、社会経済情勢の変化等に的確に対応するために政策評価が行われる必要がある場合等で、行政機関からの要請により共同して評価を行う必要がある場合等には、客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う。
総務省が行う政策の評価計画 (第13条)	総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間について第12条の評価に関する計画を定めなければならない。
総務省の行う政策の評価の評価書 (第16条)	総務大臣は、第12条による評価について、評価書を作成しなければならない。
総務省の行う政策の評価結果の報告等 (第17条)	総務大臣は、第12条による評価の結果、必要がある場合には、関係する行政機関の長に対し、評価結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告し、勧告内容を公表しなければならない。 また、当該行政機関の長に対し、その措置について報告を求めることができる。 さらに、評価結果を政策に反映させるため特に必要がある場合には、内閣総理大臣に対し措置がとられるよう意見具申する。
国会報告 (第19条)	政府は、毎年、政策評価及び総務省の行う政策の評価の実施状況と政策への反映状況に関する報告書を作成し、国会に提出するとともに、公表しなければならない。

これからわかるように、政策評価法では、①各行政機関がそれぞれ所掌する政策に対し自ら実施する「政策評価」と、②総務省が複数の行政機関にまたがる政策などについて実施する「政策の評価」の2つを政策評価としている。それぞれの評価対象範囲については、政策評価に関する基本方針（2005年12月16日閣議決定、2023年3月28日一部変更）⁵（以下、「基本方針」という）において、次のように整理されている。

各行政機関が実施する政策評価の対象
<ul style="list-style-type: none"> ① 施政方針演説等内閣の基本的な方針等により重点的に取り組むべきこととされた行政分野において、当該行政機関が所掌する主要な政策 ② 内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、見直しや改善の必要があると認められる主要な政策 ③ 国民からの評価に対するニーズが高く、評価を実施する必要があると認められる政策 ④ 各行政機関において重点的に取り組むこととした政策

総務省が実施する政策の評価の対象
<p>政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織として、各行政機関が担い得ない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成できない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、次のような評価活動を実施する。</p>

- ① 統一性又は総合性を確保するための評価活動
 - (ア) 法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組みが求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策
 - (イ) 行政機関に共通的な行政制度・システムを活用する政策
 - (ウ) 複数の行政機関の所掌に関係する政策であって、法令や閣議決定等に基づき政策の総合性の確保に関する目的や講ずべき措置が明らかになっている主要なもの
 - (エ) その他、(ア) から (ウ) までに掲げる政策に準ずるもの

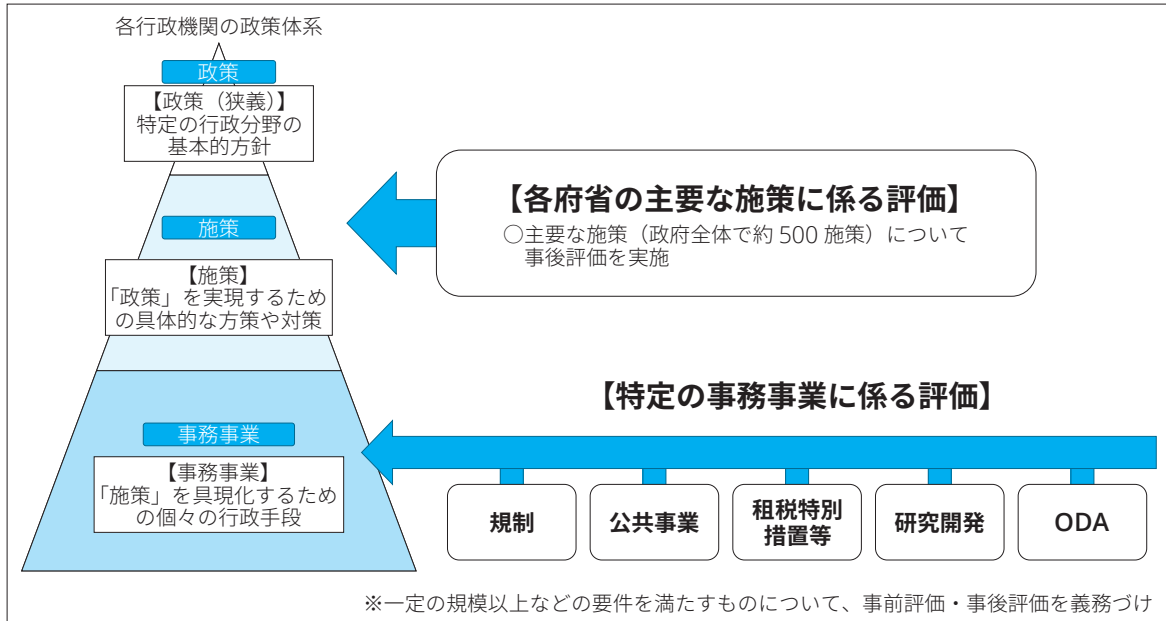
総務大臣は、関係行政機関における政策の企画立案に資するため、政策効果の発現状況に関する認識、評価対象に関する課題等に関し、意見を通知する。具体的な措置を講ずる必要があると認める場合には、当該行政機関の長に対して勧告を行う。
- ② 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動
 - (ア) 各行政機関が実施した政策評価について、確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査
 - (イ) 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて政策評価が行われるべきもの又は社会経済情勢の変化等に的確に対応するために政策評価が行われるべきものに関する評価の実施の必要性の認定（審議会の調査審議を踏まえる）
 - (ウ) (イ)の結果に基づき政策評価を実施すべき場合において当該行政機関にゆだねては客観的かつ厳格な実施が確保されないと認めるときに実施すべき評価（審議会の調査審議を

⁵ https://www.soumu.go.jp/main_content/000499512.pdf

踏まえる)
 (工) 行政機関からの要請があった場合に、当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときに実施する評価

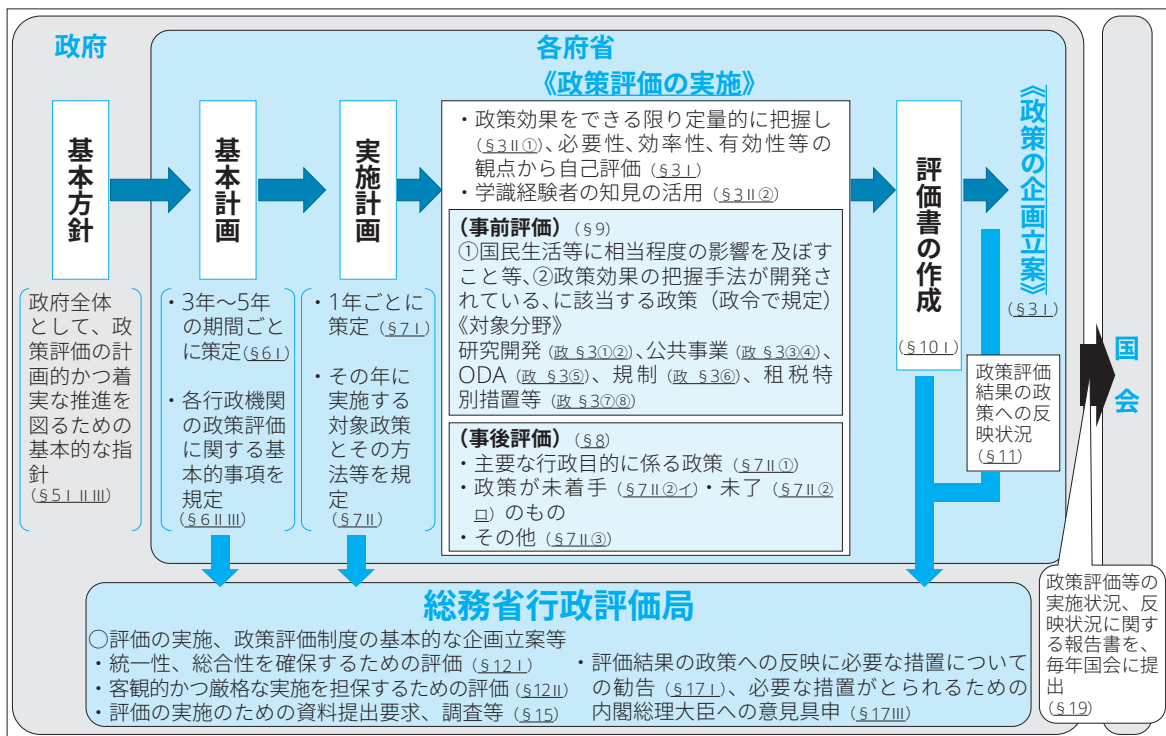
これらの体系（全体像）を図示したものが、総務省HPに掲載されている。

(図表1：各府省庁の実施する政策評価の全体像)



(出所：総務省WEBサイト「各府省が行う評価の概要」⁶⁾)

(図表2：総務省の行う政策の評価を含めた政策評価法の概要)



(出所：総務省WEBサイト「政策評価法のポイント」⁷⁾)

6 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/000065209.html#label4

7 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/000065209.html#label3

4. 政策評価に関する方針・ガイドライン等

政策評価は、有効かつ客観的に行われる必要があり、そのために様々なルールが定められている。ここでは、これらのルールのうち重要なものについて触れる。

(1) 政策評価に関する基本方針（基本方針）

基本方針とは、政策評価制度を計画的かつ着実に推進するため、政策評価法第5条の規定により、行政機関の長が定める基本計画の指針となる事項を取りまとめ、政府の政策評価活動における基本とする方針を明らかにするものである。その主な構成と内容は次のとおり。

① 政策評価の基本的な考え方

政策評価とは、行政機関が、適時に政策効果を把握し、必要性、効率性または有効性の観点や政策の特性に応じて、自ら評価を行うことであり、政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に行うための重要な情報を提供する。特に有効性の観点が重視される。PDCAサイクルとして政策マネジメントに組み込まれ、情報を公表することで説明責任の徹底も図るものである。

また、政策の特性に応じた指標設定や分析手法の選択にあたっては、デジタル技術の活用を含め、時代の変化に応じた新たな評価の手法を模索する。総務省は、政策評価審議会での議論も踏まえ、政策効果の把握・分析手法や意思決定過程における活用方法等の整理を行い、各行政機関に共有する。政府は、政策評価制度の目的を実現していくため、全政府的な実施を確保しつつ、効果的な取組みを進める。

② 政策評価方式

政策評価手法としては、政策の特性等に応じて合目的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」がある。

ア) 事業評価方式

個々の事業や施策の実施を目的とした政策の決定前（事前）に、その採否や選択等に資する政策効果や費用等を推計し、合目的性や行政関与の妥当性、費用対効果などの観点から評価する方式。必要に応じて事後に事前評価内容を踏まえ検証する。

政策評価法第9条では、図表3の事業に対して事前評価が義務付けられている。

（図表3）事業評価が義務付けられている事業

【評価が義務付けられている事業】	
【公共事業】 公共事業の実施に係る評価 （事前評価・事後評価）	【規制】 規制の新設・改廃に係る評価 （事前評価、事後評価）
【租税特別措置等】 租税特別措置等に係る評価 （事前評価・事後評価）	【研究開発・ODA等】 研究開発・ODAの実施に係る評価 （事前評価・事後評価）

（出所：国の政策評価制度の基本と実践講座（Web講座型研修）⁸を加工）

イ) 実績評価方式

政策決定後の政策見直しや改善を目的として、政策の目的と手段の対応関係からあらかじめ政策効果に着目した目標を設定し、定期的の実績を測定する。加えて、目標期間終了時点では総括し、目標の達成度合いについて評価する方式。

ウ) 総合評価方式

政策の見直しや改善に向け、特定のテーマについて政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げ、問題点の把握と原因分析により、問題解決に役立つ情報を提供することを目的とした評価方法。

③ 事前評価実施に関する基本的事項

事前評価は、政策の決定前に、見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供するために行われる。

政策評価法第9条において事前評価が義務付けられた政策（図表3参照）以外であっても、社会経済等へ政策が目的とするインパクトを与えるまでに多額の費用が見込まれる政策については、実施に向けて取り組む。

研究開発を対象とする場合には、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（2016年12月21日内閣総理大臣決定）⁹も踏まえるものとし、規制または国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下、「租税特別措置等」という）を対象とする場合には、その実施が義務付けられている規制、租税特別措置等以外のもの（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る）についても、積極的・自主的に事前評価を行うよう努める。

④ 事後評価の実施に関する基本的事項

事後評価は、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案等のための情報提供の見地から行われる。事後評価は、政策評価の結果を政策に適切に反映するための合理的な単位により、適切なタイミングで行う。

研究開発を対象とする場合には、「国の研究開発評価

⁸ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/r05webkouza.html

⁹ <https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/taikou201612.pdf>

に関する大綱的指針」も踏まえて行う。租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る）に係る政策については基本計画において事後評価の対象として定め、事前評価を実施した規制に係る政策については、「規制改革実施計画」（2016年6月2日閣議決定）¹⁰において、事前評価時の費用便益や想定外の効果について事後検証することとされたことを踏まえ、基本計画において事後評価の対象として定める。

⑤ 学識経験者の知見活用

学識経験者の知見は、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するために、高い識見、高度の専門的知識や能力、国民生活・社会経済への政策に関する実践的知識として活用することを基本とする。政策効果の把握・分析機能の強化や政策評価や行政事業レビュー等から得られる情報の活用を推進する観点にも留意する。

⑥ 政策評価結果の政策への反映に関する基本的事項

政策評価の結果は、各行政機関の政策企画立案作業（予算要求、税制改正要望、法令等の新設・改廃など）に適時的確に活用され、政策に適切に反映されるように必要がある。各行政機関の政策評価担当組織が中心となり政策への反映を推進し、関係部局との連携を確保するなど、政策評価結果の政策への反映の実効性を高めるための仕組みを各行政機関の基本計画で示す。

総務省は、各行政機関における取組みを推進するために必要な措置を講ずる。

⑦ 各行政機関と総務省による評価の機能分担

各行政機関は、当該行政機関の任務を的確に達成する見地から評価を行い、その結果を政策に適切に反映させる。

評価専任組織の立場にある総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性の確保又は総合的な推進を図る見地からの評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行い、その結果に基づき関係行政機関に意見を通

知し、必要に応じ勧告を行う。

(2) 政策評価の実施に関するガイドライン (2005年12月16日政策評価各府省連絡会議 了承 2023年3月31日一部改正)¹¹

当ガイドラインは、政策評価の円滑かつ効率的な実施のための標準的な指針として策定された。その主な内容は次のとおり。

① 政策の体系化

政策効果の把握にあたっては「政策（狭義）－施策－事務事業」などの政策体系をあらかじめ明示した上で評価を実施することが重要である。

➤ 政策（狭義）

特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。

➤ 施策

基本方針に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまり。「政策（狭義）」を実現するための具体的な方策や対策と捉えられるもの。

➤ 事務事業

施策を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。

政策体系については、政策評価と予算・決算の連携強化に資する体系となるよう努める。施政方針演説等で示された内閣としての重要政策については、評価を適時的確に実施、なかでも数値目標など達成目標が掲げられた政策については、進捗状況の把握及び必要な分析を行うことにより目標の達成状況が明らかになるように評価する。

② 評価方式

「事業評価方式」「実績評価方式」及び「総合評価方式」を参考としつつ、政策の特性等に応じ、政策の見直しや改善を含む意思決定に有益な情報が得られるよう、評価の方式の不断の見直しを行う。それぞれの評価方式の主な留意点は、次のとおり。

¹⁰ https://www.soumu.go.jp/main_content/000430938.pdf

¹¹ https://www.soumu.go.jp/main_content/000354069.pdf

評価方式	主な留意点
事業評価方式 (事前評価)	<ul style="list-style-type: none"> 政策目的が、国民や社会のニーズ、上位目的、行政の関与の在り方などに照らして妥当か。 費用に見合った効果が得られるか。 上位目的実現のために必要な効果が得られるか。 政策効果を事後に評価・検証する方法や時期を特定し、明らかにする。 実施が義務付けられた政策以外であっても、新規政策や補助事業に係る政策については積極的に評価を実施する。
事業評価方式 (事後評価)	<ul style="list-style-type: none"> 事前評価を実施した政策や既存の政策のうち国民生活や社会経済への影響が大きいもの、多額の費用を要したものについて、事後に把握した政策効果の評価・検証を行う。 当初見込んでいた効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるのか等に留意し、得られたデータや知見を以後の政策評価や政策の企画立案に活用する。
実績評価方式	<ul style="list-style-type: none"> 政策について、国民に対して「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」を分かりやすく示す、成果(アウトカム)に着目した基本目標を設定する。 基本目標設定が困難、あるいは適切でない場合にはアウトプットに着目した目標を設定する。 具体的な達成水準を示すことが困難な基本目標については、関連した測定可能な指標を用い、各指標の達成水準を示す具体的な達成目標を設定する。 基本目標は、統制不能な外部要因の影響を受けることがあり、達成度合いを全面的に行政機関の責に帰せない場合がある。目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因についても、可能な限りあらかじめ明らかにする。 目標や指標については、関連情報・データの入手に過重な負担を生じないように検討のうえ、政策特性に応じて適切に設定する。 目標が達成されないなど問題のある施策等については、必要に応じて、事業評価方式や総合評価方式を用い様々な角度から掘り下げるなど、問題点の把握と原因について分析・検証する。
総合評価方式	<ul style="list-style-type: none"> 政策効果の発現状況を具体的に明らかにし、政策の直接的効果や因果関係、外部要因の影響についても掘り下げ、必要に応じ波及効果(副次的効果)の発生状況、発生プロセスなどについても分析する。 必要に応じて、政策効果と必要な費用(マイナスの効果や間接費用を含む)を比較・検討する。 政策目的が依然として妥当性を有しているか。 関連政策との間で整合性が確保されているか。 政策の在り方にかかわるテーマを評価する場合には、政策(狭義)から施策、必要に応じて事務事業までを評価し、政策(狭義)を実現する具体的手段である施策を評価する場合には、必要に応じて事務事業まで評価するなど、設定した評価のテーマに応じて柔軟にとらえる。 総合評価方式において、事業評価方式での事前評価結果や事後検証・評価結果を活用したり、総合評価方式のなかで事業評価方式による事前評価、事後の検証・評価を実施することも考えられる。

③ 評価手法

各行政機関の政策評価に当たっては、以下の点を踏まえるものとする。

- (ア) 可能な限り具体的な指標・数値による定量的な評価手法を用いるよう努める。
- (イ) 定量的な評価手法の適用が困難である場合などにおいては、定性的な評価手法を適用する。その際、可能な限り客観的な情報・データや事実に基づくものとしたり学識経験者等を活用するなど、評価の客観性の確保に留意する。
- (ウ) 分析精度は高いがコスト等も大きいような評価手法を画一的に適用することは効率的ではない。このため、分析精度やコスト等についても事前に検討した上で、適切な評価手法を選択する。
- (エ) 評価手法を選択する際には、事後的に評価結果が検証可能かといった点についても留意する。

④ 評価結果の政策への反映

各行政機関において、政策評価結果を政策へ反映させるため、次の取組みを進める。

- (ア) 政策評価の結果が予算要求等に重要な情報としての確に反映されるよう速やかに評価書を作成し、公表する。
- (イ) 例えば、省議等において重要な政策決定が行われる際に、できる限り評価結果に基づいた議論が行われるようにし、政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局の連携を強化する。

総務省は、各行政機関の協力を得て、評価結果の予算要求等への反映状況について取りまとめ公表する。その際、政策の廃止、縮小や重点化などの反映状況についても具体的に公表する。

(3) 政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（2010年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）¹²

当ガイドラインは、基本方針に定められた政策評価情報の公表に関する基本的事項を踏まえて、評価書およびその要旨の作成の標準的な指針を示すものである。

評価書については、法定事項を明確に記載し評価結果や評価プロセスの外部検証可能性に留意すること、要旨については評価書の主な内容が国民に端的に分かるよう簡潔に作成することを要請している。

(4) 規制の政策評価の実施に関するガイドライン（2007年8月24日政策評価各府省連絡会議了承 2024年3月15日一部改正）¹³

当ガイドラインは、政策評価法、基本方針及び「政策評価の実施に関するガイドライン」の枠組みの下、規制の新設や改廃に係る政策に関する事前評価及び事後評価の効果的かつ効率的な実施、事前評価書及び事後評価書の標準的な作成手順等を示している。

規制は、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のために、国民の権利を制限し、または国民に義務を課すものであるため、規制の新設又は改廃に際しては、国民への権利の制限や義務の賦課が必要以上に行われていないかに留意し、公正・客観的なデータや情報に基づいて政策評価を行い、規制の新設又は改廃に対する社会的なコンセンサスの醸成を図っていくことが重要としている。加えて、国民からの意見表明・意見提出の機会の確保も求めている。

規制に関する政策の評価の内容（事前評価と事後評価）の留意点が次のように示されている。

① 規制の政策に係る事前評価

規制の必要性、有効性については、規制の新設又は改廃が必要となっている現状や課題を具体的・論理的に説明し、規制が課題の解消・予防のためにどのように有効に作用するかの政策効果の発現経路を明確にしながら説明する。

規制の妥当性については、国民への権利の制限や義務の賦課を最小限にする観点から、導入しようとする規制手段のほか、より緩やかな規制手段または非規制手段も含めて比較検証した上で明らかにする。

規制の負担については、規制対象者の負担（遵守費用）、規制実施者の負担（行政費用）、規制緩和・廃止により顕在化する負担、その他の負担に分類し、可能な限り定量的に推計し、事前評価の段階で負担の定量化ができない場合には、その理由と事後評価までにどのような指標の実績値を把握しながら定量化していくかの工程を、事前評価書に記載する。

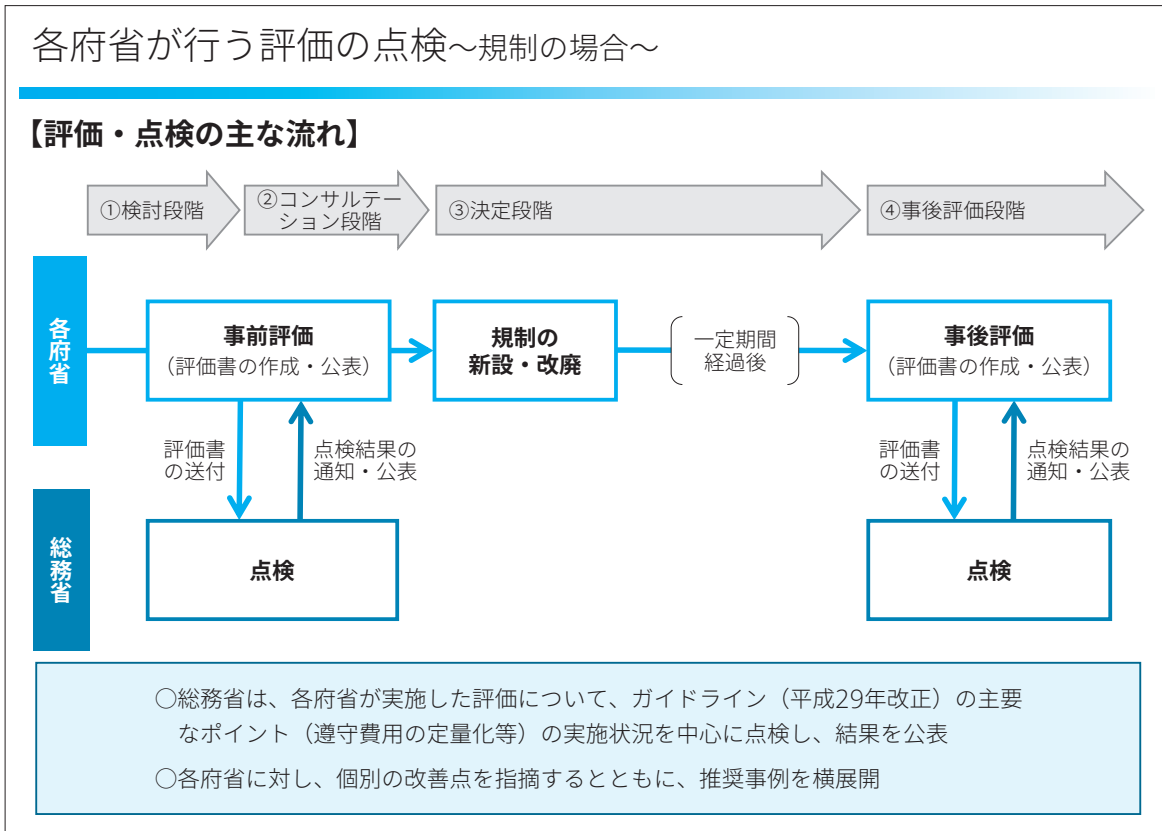
② 規制の政策に係る事後評価

事後評価では、新設又は改廃された規制を引き続き継続すべきか否かを検討する。その際には、事前評価書の指摘事項への対応状況、事前評価時の推計値と事後評価時の実績値の差異分析、事前評価時には定量化できなかった指標の定量化などを踏まえた上で、今後の対応を判断する。

¹² https://www.soumu.go.jp/main_content/000067741.pdf

¹³ https://www.soumu.go.jp/main_content/000499513.pdf

(図表4) 規制に対する政策評価の流れ



(出所：国の政策評価制度の基本と実践講座（Web講座型研修）を加工)

(5) 租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（2010年5月28日政策評価各府省連絡会議了承 2013年8月5日一部改正）¹⁴

租税特別措置等は、「公平・透明・納得」の原則から見れば税負担の公平の原則の例外であり、その正当化に当たっては納税者が納得できるものでなくてはならない。

当ガイドラインは、租税特別措置等に係る政策評価の実施にあたり、各行政機関の検討作業や政府の税制改正作業に有用な情報を提供し、国民への説明責任を果たせるよう、租税特別措置等に係る政策評価の内容、手順等の標準的な指針を示している。また、租税特別措置等に係る政策の事前評価の結果は、事後評価によって必ず検証されることが重要としている。

評価の内容（事前評価と事後評価）の留意点が次のように示されている。

① 租税特別措置等の政策に係る事前評価

事前評価は、各行政機関における租税特別措置等の要望に際して、評価によって得られる情報が有用に用いられる適切なタイミングで実施する。

租税特別措置等の必要性については、政策目的とその

根拠（法律、政令、閣議決定等）を明らかにすることに加え、政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかも説明する。

租税特別措置等の有効性に関しては、適用数や適用額、減収額、効果を予測し把握するとともに、税収減を是認する効果が見込まれるかを説明する。定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等の効果については、直接的効果とともに、実現しようとする政策目的がどのように達成されるか（されたか）をできる限り定量的に把握する。

また、租税特別措置等の相当性については、政策目的の実現の手段として補助金等や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることの必要性、適切性を説明する。また、同様の政策目的に関して他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切に役割分担がなされているかを説明する。

② 租税特別措置等の政策に係る事後評価

事後評価は、各行政機関における租税特別措置等についての検討作業や税制改正作業に有効に活用されるよう、原則として毎年8月末までの適切なタイミングで実施する。

有効性に関しては、適用数や適用額、減収額及び効果

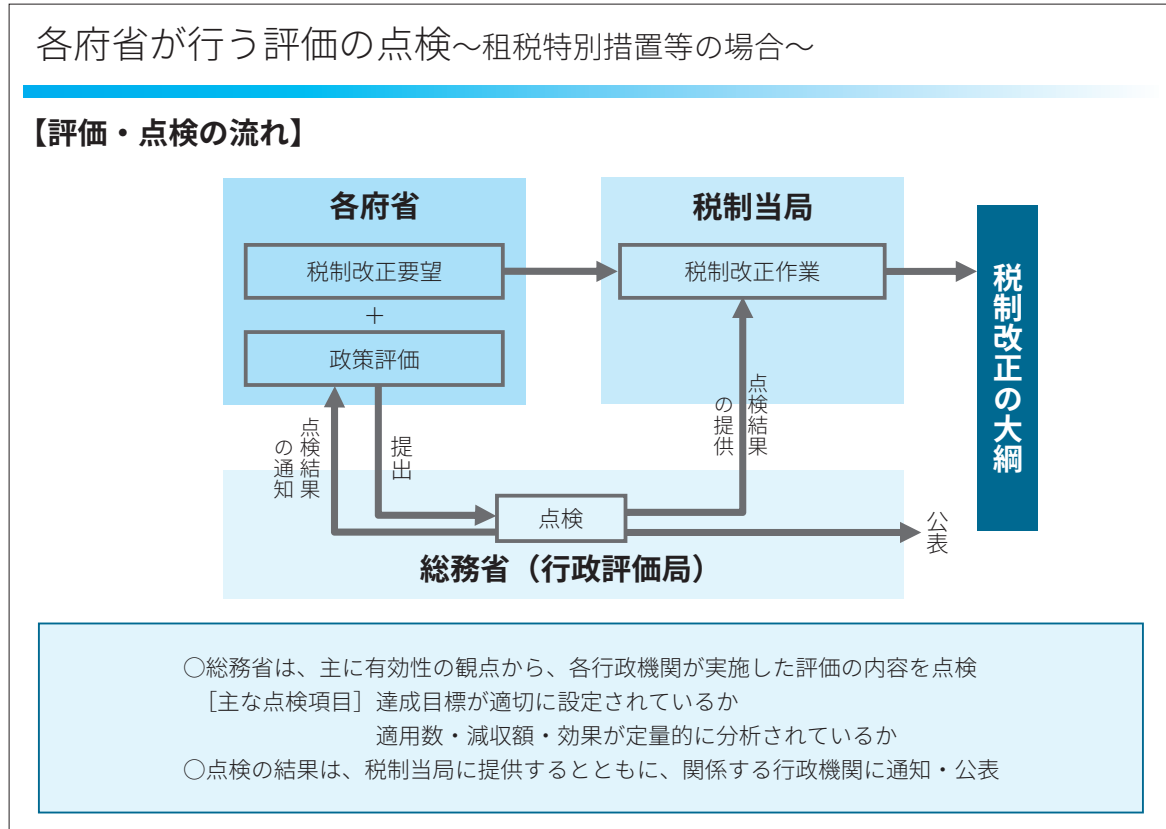
¹⁴ https://www.soumu.go.jp/main_content/000249652.pdf

を把握するとともに、税収減を是認するような効果が確認されるかを説明する。効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されたかをできる限り定量的に把握する。

また、事後評価結果を租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかも説明する。

総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価結果を対象として、客観性及び厳格性についての点検を実施し、点検結果は毎年度の税制改正作業に提供する。

(図表5) 租税特別措置等に対する政策評価の流れ



(出所：国の政策評価制度の基本と実践講座 (Web講座型研修) を加工)

(6) 目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン (2013年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)¹⁵

目標管理型の政策評価とは、実績評価方式を用いた施策レベルの事後評価をいう。

当ガイドラインは、目標の達成度合いについて各行政機関共通の標準的な表示方法を用いる際の基本的考え方や実施内容等を明確にするなど、各行政機関における取組みの標準的な指針を示している。

① 事前分析表

目標管理型の政策評価では、目標の適切な設定に加え、目的や目標 (指標)、達成手段、各手段の寄与内容等に係る事前の想定が重要となる。この事前想定を分かりやすく焦点を絞った形であらかじめ整理、公表し、事後に検証していくことは、各行政機関の長等によるマネジメントの強化等にも有効である。そこで、国民への説明責任徹底の観点から、各行政機関間の統一性、一覧性

の確保を図るための事前分析表 (様式) を示している。

② 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保

各行政機関は、施策と施策を構成する事務事業の状況を一体的に把握し、政策の見直しや重点化、予算の縮減・効率化等に資するため、次の取組みを通じ、行政事業レビューとの間で情報等の相互活用を図る。

(ア) 施策と事務事業との対応関係の整理

各行政機関は、施策と施策を構成する事務事業に係る行政事業レビューとの対応関係を、事前分析表の達成手段欄に明確化する。

(イ) 実施過程における関係部局間の連携等

各行政機関は、目標管理型の政策評価と行政事業レビューの実施にあたり、「行政事業レビュー実施要領」において政策評価との連携の取組みが推奨されていることを踏まえ、政策評価担当組織と行政事業レビュー

¹⁵ https://www.soumu.go.jp/main_content/000266288.pdf

の取りまとめ部局との連携を確保する。

なお、事業レベルの検証としての行政事業レビューと施策レベルの検証としての政策評価は、それぞれの役割分担と評価資料の連携などが進み、行政事業レビュー見える化サイト（RSシステム）では政策評価書もリンクされ、予算と成果の確認もできるようになってきている。

(7) 効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン（2024年3月策定 2025年6月最終改定 総務省行政評価局）¹⁶

2023年3月、基本方針が改定された。改定後の基本方針では、政策評価制度が行政の無謬性にとらわれない、望ましい行動として高く評価されるよう、画一的・統一的な制度運用から政策特性に応じた評価が可能となるよ

う評価方式等を見直すとともに、行政事業レビューや白書等の評価関連情報を集約することで評価書等の質的充実を図り、意思決定過程での活用を促進することとされた。また、各行政機関は、政策の進捗状況や政策効果把握機能を強化するため、基本方針改定後に初めて策定する基本計画の期間を試行的取組の期間と位置付け、評価方法や意思決定過程での活用について創意工夫を行うこととされた。また、総務省は、各行政機関の取組例も参考に、政策効果の把握・分析の手法等について得られた知見や方法を共有するなど、各行政機関における取組みの継続的な改善を促進する役割を果たすこととされた。

当ガイドラインは、これらを踏まえて、各府省庁の取組みに資するために総務省行政評価局が取りまとめたものである。詳細は当ガイドラインを参照していただき、本稿では全体像として、その目次を以下に紹介する。

(図表6) 効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドラインの全体像

目次	
・ はじめに	p.1 <各論>
第1部 工夫した取組を実施している政策評価事例	事業の実施方法
<総論>	補助金・交付金 p.42
・ 第1部について	拠出金・分担金 p.46
<各論>	アクティビティ
① ロジックモデルの活用	① 広報・普及啓発 p.50
② 政策全体を2～3枚の資料で俯瞰	② 研修・人材育成 p.57
③ 本ガイドライン第2部の「窓口・相談」のポイントを実践	③ 調査事業 p.64
④ 参考指標を活用して政策の現状分析を説明	④ 研究開発 p.69
⑤ 行政事業レビューシートを毎年度のモニタリングに活用	⑤ 実証事業 p.74
⑥ 行政事業レビューシートを政策評価書の一部に活用	⑥ 窓口・相談 p.80
⑦ 各行政事業レビューシートと測定指標の関係を整理	⑦ 審査・検査（法執行） p.86
⑧ 審議会等の資料として活用	⑧ 監督・監視・防止（法執行） p.94
⑨ 政策の基本計画（閣議決定）と連携して政策評価を実施	⑨ 設備導入・物品購入・修繕 p.102
⑩ 組織マネジメントのツールとして活用	⑩ 施設整備 p.108
⑪ 評価書以外の関連情報の掲載	
・ Tips パワーポイント形式で評価書を作成するときの留意点	第3部 効果分析手法の活用による政策の見直しの検討事例
第2部 政策効果の測定と点検・改善のポイント	<総論>
<総論>	・ 第3部について p.116
・ 第2部について	・ 効果分析の進め方（概要） p.117
・ 本資料の利用手順	<各論>
・ 本資料利用のための整理表	① 広報・普及啓発 p.128
・ アクティビティ～アウトカムまでのイメージ	② 研修・人材育成 p.138
・ アクティビティの実施の流れと整理（全体像）	③ 窓口・相談 p.144
・ 基礎的な EBPM の実践	④ 租税特別措置 p.149
	⑤ その他の事例 p.153
	<参考資料>
	・ 効果測定的手法 p.161

特徴的な点として、ロジックモデルの活用や行政事業レビューとの連携が好事例として紹介されていることに加え、政策効果の測定手法としてのEBPM¹⁷が示されている。

5. 政策評価審議会による今後の取組み

(1) 政策評価審議会提言（2021年3月17日政策評価審議会）¹⁸

政策評価審議会は、政策評価に携わる担当者などへアンケートやヒアリングを実施し、大きく3点の課題を認識した。すなわち、評価実務において評価を政策立案の改善に活かす目的意識が高くないこと、政策評価の進め

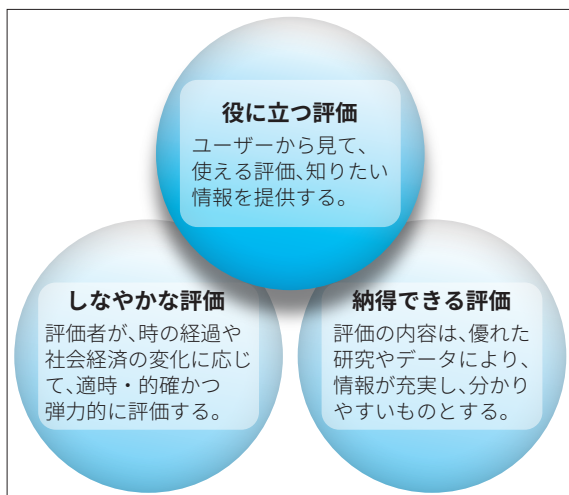
¹⁶ https://www.soumu.go.jp/main_content/000935597.pdf

¹⁷ Evidence Based Policy Making

¹⁸ https://www.soumu.go.jp/main_content/000752345.pdf

方が評価のための評価になってきている可能性のあること、EBPMで言われるようなエビデンスやデータの科学的分析の工夫が限られていることである。そこで、(図表7)に示す3つの評価視点を念頭に、評価に取り組むべきことを提言した。

(図表7) 評価が求める3つの視点



(出所：政策評価審議会提言)

なお、「納得できる評価」のための取組みとして、各府省庁のEBPMが更に進むような配慮をすること、ロジックモデルの活用やデータ、ビッグデータの解析等によるエビデンスの獲得・活用、EBPMを巡る諸論点の研究、これらに関して研究者と連携することなどの取組みが示されている。

(2) デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言 (2022年5月 政策評価審議会) 19

政策評価審議会では、2021年11月に発足したデジタル臨時行政調査会で「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方」がテーマのひとつとされたことを受け、政策評価制度の見直しを検討し、本提言に至った。

本提言では、政策評価の具体的な改革の方向性として、政策プロセスにおけるEBPMの実践を進めるために内閣官房と総務省は各府省庁を支援し、リアルタイムデータ、ビッグデータ等の活用など官民の保有するデータ収集・利活用に向けたデータカタログの整備やルール作り、情報システム整備などの環境整備を早期に実現することを提言している。加えて、政策効果の把握・分析手法やEBPM実践方法、データリテラシー醸成などの人材育成の重要性も指摘している。

さらに、今後の取組みとして、AIやDX等の最新デジタル技術を活用した評価方法の導入や、内閣官房と連携してEBPM専門人材をプールし各府省庁がその知見を活

用できるようにするなどの積極的な支援の必要性についても提言している。

(3) デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策に関する答申 (2022年12月21日政策評価審議会) 20

デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言を実現していくために、具体的な方策が主に次のように示された。

- ① 効果検証の取組みの推進
 - 行政評価局は、政策のロジック構造の把握方法や複数の手段が関係する政策の効果検証手法などの調査研究を進める
 - 各府省庁や地方公共団体が政策の企画立案や評価設計に活用できるデータベースを構築し共通基盤として提供する
 - データ分析等のスキルを持った職員の育成を進める
 - EBPM実践に資するよう研修内容を充実するなど、人材育成を支援する
 - 中央統計機構（総務省統計局、政策統括官（統計制度担当）、統計研究研修所及び独立行政法人統計センター）と連携し、統計の整備や統計データ、行政記録情報、ビッグデータ等のデータ利活用の技術的支援に取り組む
- ② 政策特性に応じた効果検証が可能となる評価枠組みの導入
 - 目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン等における各行政機関共通の画一的・統一的な評価手法に関する記述を改めたり、基本方針等から体系的・網羅的な評価を求める記述を削除し、制度運用を柔軟化する
 - 行政事業レビューシート等をそのまま評価書として活用することを推奨する旨を、政策評価の実施に関するガイドライン等で明記し、現実の企画立案単位を評価単位として活用しやすい環境を整える

6. 終わりに

政策効果は政治や社会経済といった外部要因にも大きく左右され、政策とその効果としての社会経済の変化の因果関係を必ずしもクリアに見い出せない場合がある。また、急激なスピードで変化する社会経済においては、政策自体が急速に陳腐化するリスクもあるだろう。新型コロナウイルス感染症などのパンデミックでは、時間との闘いもあり十分な政策効果が検討されないままに実行

19 https://www.soumu.go.jp/main_content/000816386.pdf

20 https://www.soumu.go.jp/main_content/000852431.pdf

された政策もあったかもしれない。

政策の有効性評価は、事前に実施されることは極めて重要であるが、過去の経験からは将来を図れない現代においては事後的な評価の重要性の比重は高く、様々なエビデンス、データが取得できる現代では、事後評価結果情報の積み重ねが、次の政策の有効性事前評価に重要な根拠を与えていくことになるだろう。

さらに、政策評価へのAIやビッグデータの利活用、EBPMの深化は、これまでの政策立案作業に加え、政策内容自体も大きく変えていく可能性があり、最優先で進

めていくことを期待したい。

また、政策評価に用いられるべき目標成果指標（KPI）は、一律ではなく政策に最も有効なものが都度考えられる必要があるが、この目標成果指標（KPI）こそが政策評価における「肝」である。例えば、過去の政策評価結果を再分析し、ロジックモデル体系とそこにおける政策、施策、事務事業に合った指標の研究開発を進めることも期待したい。

以 上

会計基準等開発動向

2026年5月7日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損並びに金融商品の分類及び測定についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。	<p>予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、2025年10月29日付で、企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準(案)」等が公表され、2026年2月6日まで意見募集が行われていた。</p> <p>現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。</p> <p>金融商品の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く）について、2026年2月より見直しに着手されている。</p> <p>フェーズ1として予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域について優先して検討を行い、その他の領域（株式を含む）についてはフェーズ1の検討が一巡した後にフェーズ2として検討を開始することが予定されている。</p>
法人税等に関する会計基準	2025年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という）において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くとともに、関連する実務上の取扱いに関する指針の見直しを行うことについて、検討が行われている。	2026年1月9日付で、企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準(案)」等が公表され、2026年3月9日まで意見募集が行われていた。現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。
譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化	2024年12月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、検討が行われている。	2026年2月27日付で、企業会計基準公開草案第97号「金融商品に関する会計基準(案)」等が公表され、2026年3月31日まで意見募集が行われていた。現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	<p>資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。</p> <p>2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。</p> <p>このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙 (https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20221107_490g_02.pdf) が公表された。</p>

項目	内容	ステータス
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（2024年7月1日に移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」としてASBJに移管）に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。
継続企業に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、継続企業に関する会計基準の開発が行われている。	2025年2月より検討が開始されている。
繰延資産に係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討する予定とされている。	今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
排出量取引制度に係る会計上の取扱い	2025年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づく法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者を対象とした会計処理及び開示に関して、検討が行われている。あわせて、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」との関係を整理する予定とされている。	2025年12月より検討が開始されている。
後発事象に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発が行われている。	第1段階として、監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を踏襲し移管することとされ、2026年1月9日付で、企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」等が公表された。 当該会計基準等では、計算書類等の確認日後、財務諸表の公表の承認日までに生じた修正後発事象を開示後発事象に準じて取り扱う特例的な取扱いが踏襲されており、この特例的な取扱いの抜本的な見直しを行うか否かの検討時期については、有価証券報告書と事業報告等の一体開示の検討の状況等を踏まえて今後判断することとされている。

■基準諮問会議でテーマアップの可否を審議中

項目	内容	ステータス
のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更	(1)のれんの非償却を導入 (2)のれん償却費の計上区分変更	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において経済同友会等より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 審議の結果、まず主にスタートアップ関係者に対する意見聴取を行いつつ可能な限り聴取対象の範囲を拡大した上で、企業会計基準として改善が見込まれるかどうかの観点から意見聴取をASBJに依頼することとされた。 第55回基準諮問会議（2025年11月17日開催）においては、ASBJにおいて公聴会の形式で行われた意見聴取について報告がなされ、可能な限り追加的な意見聴取をASBJに依頼して進めていくとともに、事務局においてのれんを非償却とすることに伴う関連の改正から生じるコストなど幅広い影響も含めて会計基準としての改善に繋がるかどうかの評価を進めるとされた。 第56回基準諮問会議（2026年3月13日開催）においては、これまでに行われた意見聴取及び情報収集について報告が行われ、基準諮問会議事務局による分析について審議が行われた。また今後の進め方として、これまでに収集した情報の整理をウェブサイト公表し、基準諮問会議においてテーマ提案に関する判断を行うための材料として上乘せすべきものがないかどうかについて情報要請を行うこととされた。さらに、これまでに収集した情報の整理に対して強い意見を有する利害関係者が存在する場合には、必要に応じて追加的な公聴会の開催をASBJに依頼することとされた。これを受けて、2026年4月1日付で「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請文書（情報要請）が公表され、2026年6月5日まで意見募集が行われている。
連結財務諸表における取扱い	(1)連結子会社における親会社株式の売却損益の会計処理 (2)連結子会社における追加取得時のその他の包括利益累計額の会計処理	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において学識経験者より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 第56回基準諮問会議（2026年3月13日開催）において、次回以降、事務局の分析を提示する予定であるとされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
該当なし		

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の測定及び開示	「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（SHK制度）の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の測定及び開示について、その取扱いについて実務上の解釈が分かれていることが指摘されていることから、明確化を図るために、サステナビリティ開示実務対応基準の開発が検討されている。	2026年1月22日付で、サステナビリティ開示実務対応基準公開草案第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示（案）」が公表され、2026年3月25日まで意見募集が行われていた。現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。

■今後開発が予定されるSSBJ基準

項目	内容	ステータス
「SASBスタンダード」の修正及び「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正	ISSBより、ISSB基準を適用する企業に対して適時の支援を行うための「SASBスタンダード」の向上を目的として、次の公開草案が公表された。 (1)2025年7月3日公表、公開草案『「SASBスタンダード」の修正案』及び公開草案『「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正案』（いずれもコメント期限：2025年11月30日） (2)2026年3月26日公表、公開草案『「SASBスタンダード」及び「IFRS S2号産業別ガイダンス」に対する修正案』（コメント期限：2026年7月24日） ISSBにより確定基準が公表される時期は未定である。 SSBJ基準では、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」において、「SASBスタンダード」（2025年12月最終改訂）を参照し、考慮することが要求されるガイダンスの情報源として定めている。 このため、ISSBによって「SASBスタンダード」が修正された場合、参照先の「SASBスタンダード」を最新のものに更新することについて、検討を行うことになるとされている。	ISSBによって「SASBスタンダード」が修正された場合、SSBJにおける対応を検討することが考えられるとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

項目	内容	ステータス
該当なし		

【金融庁】

項目	内容	ステータス
コーポレートガバナンス・コード改訂案	「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」においてコーポレートガバナンス・コードの改訂案が取りまとめられたことを踏まえ、有価証券上場規程の別添「コーポレートガバナンス・コード」を改訂するもの。	2026年4月10日付で左記改訂案が金融庁及び(株)東京証券取引所により公表され、2026年5月15日まで意見募集が行われている。
金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案	我が国の金融・資本市場の変化に対応しつつ、成長資金供給を拡大するとともに、市場の公正性・透明性及び投資者保護を確保するため、「サステナビリティ情報の開示・保証」(①一定のプライム市場上場企業に対し、サステナビリティ開示基準に基づく情報開示及び第三者保証を義務付け ②保証の提供業者に対し、登録制・業規制を導入)等、各種制度を整備するものである。	2026年4月10日付で左記改正案が第221回国会に提出され、現在審議されている。

【法務省】

項目	内容	ステータス
会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案	2005年に成立した会社法(平成17年法律第86号)については、二度にわたって実質的な見直しがされたが、近年の社会経済情勢の変化等に伴い、検討することが必要な課題が複数指摘されるに至っている。 これを受けて、法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会において「会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案」が取りまとめられ、意見募集が行われるものである。	2026年4月2日付で左記中間試案が公表され、2026年5月22日まで意見募集が行われている。今後、中間試案に対して寄せられた意見を踏まえ、要綱案の取りまとめに向けて、引き続き審議を行う予定とされている。

新刊書籍のご案内

Q&A業種別会計実務4 ライフサイエンス

有限責任監査法人トーマツ著
株式会社 中央経済社

日本におけるライフサイエンス業界(製薬業界、医薬品卸業界、医療機器業界)を取り巻く外部環境は大きく変化しています。

日本をはじめとした先進国での医療費の増加傾向は続き、医療費抑制策の推進は重要課題となっているほか、研究開発戦略や知財戦略のあり方など、改めて検討すべき論点も多岐にわたっています。さらに、気候変動リスクの増大といったサステナビリティ課題への対応と、各ステークホルダーへの開示の必要性が高まっています。

本書は、このようなライフサイエンス業界を取り巻く環境を踏まえ、会計(日本基準およびIFRS会計基準)、税務・知財の論点、サステナビ

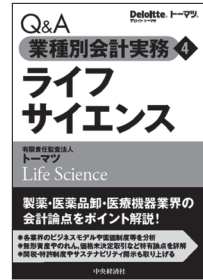
リティ情報開示の論点を取り上げ、図表等を用いながら、Q&A形式で簡潔に解説しています。

定価 3,080円(税込)

2026年4月刊

ISBNコード:

978-4-50257991-2



ファイナンス・トランスフォーメーション 企業価値向上をリードする次世代CFOの条件

デロイト トーマツ グループ著
日経BP

経営環境の変化が加速する中、CFOには従来の財務・経理の専門家としての「守り」を超え、企業価値創造を牽引する「変革の主演」としての役割が求められます。本書はデロイト トーマツの長年の支援知見を基に、ファイナンスで事業を変革する核心能力「リスクテイク」と「リーダーシップ」を軸に、次世代CFOに必要な要素・役割を体系的に解説します。

定価 2,420円(税込)

2026年4月刊

ISBNコード:

978-4-296-20991-0



発行済の書籍についてはWebサイトでご覧ください。

市販の書籍 <https://www.deloitte.com/jp/ja/our-thinking/publications.html>

会計情報

発行日 令和8年5月20日(毎月20日発行)
第598 6月号

発行所 有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング
冊子の宛先変更・配送停止をご希望の方は以下メールアドレスまでご連絡ください。
JPTOKYOTRC_Mailing@tohatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited(“Deloitte Global”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)のひとつまたは複数指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited(“Deloitte Global”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をされるものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001